

「既設エレベーターの安全性確保に向けて」報告書への対応状況 (平成23年8月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会)

1. 戸開走行保護装置に係る大臣認定制度の合理化

(1) 常時作動型の二重ブレーキを採用したエレベーターに関する大臣認定制度の合理化

平成24年2月に昇降機性能評価業務方法書の改訂を認可し、現に建築物に設置されているエレベーターにおける試験を可能とし、この場合において、当該試験結果報告書の提出は性能評価申請後に行うことができることを明記した。また、既に試験を行ったエレベーターと類似の機種に対して、シミュレーションの妥当性を確認した上で同一の計算式等を用いた検証が可能であることを明記するなど、大臣認定制度の合理化を行った。

(2) 既設機器を活用した戸開走行保護装置の後付けの円滑化

平成24年2月に昇降機性能評価業務方法書の改訂を認可し、安全性のレベルは確保しつつ、次のような大臣認定制度の運用の明確化を行った。

- ・現に建築物に設置されているエレベーターにおける試験を可能とし、この場合において、当該試験結果報告書の提出は性能評価申請後に行うことができることを明記した。
- ・要求事項としての「故障に対し二重系」及び「健全性が適切に監視されていること」の概念を明確化した。
- ・警報装置等の設置を性能評価項目から除外し、新設など設計上可能な場合における望ましい事項とした。
- ・特定距離感知装置について、感知部分を複数有する装置を用いる場合にあっては、必ずしも装置本体を複数設置する必要はないことを明記した。
- ・ブレーキの電源遮断コンタクタについて、故障に対し二重系、又は健全性が適切に監視されているものであることについて明確化した。
- ・強制乖離構造の評価におけるドアスイッチの構造は、代表的な構造の性能評価を行うことで、当該構造に類似の構造も包含することを明記した。
- ・業務方法書に例示された構造及び検証方法によらなくても性能評価が可能であることを明記した。

2. 戸開走行保護装置等に関する情報提供の推進

(1) 戸開走行保護装置の設置に係る情報の表示

一般の利用者にとって戸開走行保護装置等が設置されているエレベーターかどうか容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する制度として「エレベーター安全装置設置済みマーク」のデザインを公募し、学識経験者等からなるエレベーター安全普及促進委員会（事務局：一般社団法人建築性能基準推進協会）においてデザ

インを決定・公表し、平成24年8月よりマーク表示制度の運用を開始した。



戸開走行保護装置の設置済みマーク



地震時管制運転装置の設置済みマーク

(2) 大臣認定を受けた戸開走行保護装置に係る情報公開

建築物の所有者・管理者がその既設エレベーターに設置可能な戸開走行保護装置の大臣認定品があるかどうかについて、基本的な情報を比較的容易に入手することができるよう、大臣認定品に関するデータベースについてエレベーター安全普及促進委員会において検討を行った。一般の所有者等にとって分かりやすいデータベースの構築に向け引き続き検討中。

(3) 保守点検に係る技術情報の開示

既設エレベーターの保守点検に係る技術情報については、一般社団法人日本エレベーター協会より「所有者を通じて技術情報提供の要望があった場合に各製造者から必要な情報を提供する」という基本的な考え方が示されており、非製造者系の保守点検業者に対するヒアリング（平成23年5月～6月）においても、従前に比べて技術情報の開示が進んでいることが確認できた。

さらに本報告書の意見を踏まえ、国土交通省より一般社団法人日本エレベーター協会へ「製造者と保守点検業者との協力体制の構築」について協力依頼し、同協会から「技術力向上のための製造者と保守点検業者の協力体制の構築について」として、次のような見解が提示されたところである。

- ①一定レベル以上の技術者が保守点検する場合に必要な資料は、所有者に対して開示済みであり、開示済みの資料を用いれば適切な保守点検ができると考えていること。
- ②保守点検業者が保守できない状況に陥った場合には、契約関係がある所有者を経由して適切な情報提供を行い、不具合解消等に協力していること。
- ③一定レベル以上の技術者が保守点検する場合に必要な技術情報を超える技術情報の提供が求められる場合には、競合関係にある民間企業間での契約を締結することが不可欠であること。

引き続き、保守点検に係る技術情報の開示状況、課題等について検討中。

3. 戸開走行保護装置の設置に対する支援策の創設

平成24年度予算日本再生重点化措置枠において、既設エレベーターの改修コスト・工期の縮減や工事の効率化などモデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置）に対して支援を行うことにより、緊急的に既設エレベーターの安全確保の促進を図ることを目的とした「既設昇降機安全確保緊急促進事業」を創設した。

4. 戸開走行保護装置を設置する際の手続きの明確化

平成24年4月27日付け建築指導課長通知「戸開走行保護装置等の設置の促進について」により、既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であることを明確化するとともに、所有者等が戸開走行保護装置等を設置した場合は、設置後初回の定期検査報告の際に、同法第12条第5項の規定に基づき戸開走行保護装置等の設置の状況が確認できる写真及び施工図等の提出を求めるよう特定行政庁に対して通知した。

5. 所有者等への働きかけ

(1) マンションの長期修繕計画等への盛り込み

平成24年6月に特定非営利活動法人全国マンション管理組合連合、社団法人高層住宅管理業協会等のマンション関係団体、業界団体等に対して、長期修繕計画等にエレベーターを修繕項目として盛り込んでいただくよう依頼するとともに、「既設昇降機安全確保緊急促進事業」の活用など戸開走行保護装置等の設置の積極的な取組みについて依頼した。

(2) 公的建築物その他多数の者が利用する建築物等における対応

公的建築物その他多数の者が利用する建築物等に設けられるエレベーターについて、各都道府県、国土交通省大臣官房官庁営繕部、文部科学省、厚生労働省等の関係部局や、一般社団法人日本病院会、日本百貨店協会等の業界団体に対して、平成24年4月27日付け建築指導課長通知「戸開走行保護装置等の設置の促進について」により、積極的な安全対策を行うよう協力を依頼した。また、「既設昇降機安全確保緊急促進事業」においては、庁舎、学校等の公的建築物も補助対象としているところ。

(3) 荷物用エレベーターへの対応

戸開走行保護装置の設置義務が外れている荷物用エレベーターへの対応として、建築基準法施行令の改正による設置義務化を含めて検討を行っている。なお、一般社団法人日本エレベーター協会によると、同協会会員は既に荷物用エレベーターに適用可能な大臣認定を取得し、平成24年春から荷物用エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を進めているところ。